# 第3章 人権問題の現状等と取組の方向

人権は「人間の尊厳」に基づく固有の権利であって、いかなる関係においても尊重されるべきものです。

しかし、現実には、公権力と住民の間のみならず、住民相互の間でも侵害される場合があり、具体的には、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等による不当な差別、いじめや虐待、プライバシーの侵害などの問題があります。

我が国においては、基本的人権の尊重を基本原理とする日本国憲法のもと、人権尊重に 関する施策が幅広く推進されてきましたが、今なお本章で取り上げるような人権問題が存 在しています。

このようなさまざまな人権問題が生じる背景について、国の基本計画では、「人々の中にみられる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理な因習的意識の存在等」の他に、「国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化なども、その要因になっていると考えられる」とされています。

人権教育・啓発は、府民一人ひとりが人権尊重の理念に関する理解を深めることによって、自分の人権とともに他人の人権を守るという意識を身につけ、社会の中で弱い立場の人々が社会参加していくという視点に立って、自らの課題として、人権が尊重される社会の実現に向けて主体的に行動していけるようにするための条件整備をすることです。

そのためには、社会に存在するさまざまな人権問題について、その実態、原因について 正しく把握・理解するとともに、複合した要因により問題が重層化・複雑化している可能 性があることを考慮して、あらゆる機会や場を通して解決に向けた展望をしっかりと持っ て総合的に取り組むことが必要です。

また、誰もが安心して暮らしやすい仕組みやまちづくりなどの取組により、ユニバーサルデザイン(誰もが使いやすい設計)\*の考え方を実現し、一人ひとりが自立でき、支え合える社会に向けた施策の一層の推進を図る必要があります。

子どもたちが心身ともに成長過程にある学校教育においては、あらゆる教育活動を通して、関係機関等と連携を図りながら、人権教育を推進しています。今後も、一人ひとりを大切にした教育を進めるとともに、法の下の平等、個人の尊重といった普遍的な視点からの学習と、同和問題や女性、子ども等の人権問題といった個別的な視点からの学習の両面から、発達の段階に応じて人権尊重についての理解と認識を深め、自他の人権を守る実践的な態度が培われるよう、人権教育を推進していく必要があります。

なお、本章においては、従来から取組を推進している各問題に加え、「さまざまな人権問題」や「社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題」として、多様な問題を整理して記載しています。

また、近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われていることが

へイトスピーチ<sup>1)</sup> であるとして取り上げられ、社会的な関心を集めており、こうした行為が外国人のみならず、その他の集団に向けられることもあります。さらに、インターネット上でも、人権侵害や差別意識を生じさせるような記載が問題となっています。人を誹謗中傷し、排除するような行為は許されるものではありません。京都府では、国に対して、法による対応も含め、実効性のある対策等を求めるとともに、啓発活動を充実し、お互いの人権を尊重し多様性を認め合い、より一層信頼の絆で結ばれた社会の実現を目指します。

# 同和問題

# 【現状と課題】

1965年(昭和40年)の同和対策審議会答申は、「同和問題は日本国憲法によって保障された基本的人権、すなわち人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」という認識を示しました。

京都府としても、同和問題の早期解決を府政の重点課題と位置付け、1969年(昭和 44年)の「同和対策事業特別措置法<sup>\*</sup>」の施行以来、国や市町村との連携を図る中で、特別法による対策事業を実施してきました。

こうした施策の積極的な推進等により、生活環境の改善をはじめとした物的な基盤整備 が進み、同和対策審議会答申で指摘された低位な実態は、さまざまな面で大きく改善され るなど、特別法による対策は、概ねその目的を達成できる状況となりました。

2002年(平成14年)3月の特別法による対策事業終了後の取組については、環境改善はもとより教育、就労対策等により得られた成果が損なわれることのないよう留意し、地域改善対策協議会\*の意見具申(1996年(平成8年))が示した基本認識のもと、現行制度を的確に運用して取組を推進するとともに、教育、就労、福祉の生活実態上の課題等の解決に向けた取組を進めてきました。

近年の社会・経済情勢の変化によって、広く地域社会全体が多様化している現状にある ことから、課題解決に向けては、より地域のニーズを踏まえて現行制度を的確に運用した 取組が必要となっています。

1) 人種、民族、国籍などの属性を理由として、その属性を有する少数者の集団もしくは個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱する表現行為などと説明される。

ヘイトスピーチが、その対象となった人々の自尊感情、つまり個人の尊厳を傷つけることはいうまでもなく、人種差別撤廃条約第4条や自由権規約第20条では、こうした差別扇動を禁止している。2014年(平成26年)には国連自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会から日本に対し、ヘイトスピーチに対して適切な措置を求める勧告が出されているが、条約・法律上の定義が確立されていないことから、国会等において議論が行われている。

こうした行為の代表的なものとしては、2009年(平成21年)12月に京都朝鮮第一初級学校(当時)に対して行われた示威活動があり、刑事訴訟では有罪判決が、民事訴訟では当該行為が「人種差別撤廃条約が禁止する人種差別にあたる」とする判決が確定している。また、外国人以外に向けられた例として、2011年(平成23年)1月に奈良県の水平社博物館前において行われたものがある。

また、同和地区出身者に対する差別や偏見の解消に向けて、人権教育・啓発を進めてきましたが、府民調査では、結婚にかかわる問題や、住宅購入にあたって同和地区への忌避意識などが依然として存在していることがうかがわれ、こうした心理面での課題が、戸籍謄本等不正取得事件  $^{1)}$  や土地調査問題  $^{2)}$ 、インターネットを利用した悪質な書込みなどで顕在化しているものと考えられます。

こうしたことから、今後とも、同和問題の早期解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があり、差別意識や偏見の解消のための教育・啓発や、同和地区内外の交流を通じて、住民相互の理解と信頼を深め豊かな関係を築いていく取組をさらに進めていくことが重要です。

# 【取組の方向】

### (人権尊重の視点からの効果的な教育・啓発活動の推進)

同和問題の解決のためには、人権教育・啓発を推進することが大切であり、子どもが自立的に社会に参画できるよう一人ひとりを大切にした教育を行うとともに、同和問題に対する正しい理解と認識を深めることによって差別意識や偏見を解消することができるよう、学校、家庭、地域社会等における人権教育・啓発の充実を図ります。

また、隣保館や公民館等の生涯学習施設等を活用した交流を促進し、住民間の相互理解を深めながら、人権が真に尊重される地域づくりやそれを担う人づくりを進めることが重要なことから、より一層創意工夫された取組が推進されるよう、市町村の取組を支援していきます。

### (現行制度の的確な運用と隣保館の活用による取組の推進)

今後とも、地域改善対策協議会の意見具申(1996年(平成8年))が示した「①同和問題は解決に向けて進んでいるものの、依然として我が国における重要な課題であると言わざるを得ないこと、②同和問題など様々な人権問題を解決するよう努力することは、我が国の国際的な責務であること、③同和問題の解決は、国の責務であると同時に国民的課題であること、④同和問題は過去の課題ではなく、人権にかかわるあらゆる問題の解決につなげていくという、広がりを持った現実の課題であること」という基本認識のもと、人権

<sup>&</sup>lt;sup>1)</sup> 京都府では 2003 年(平成 15 年)に、司法書士が不正に取得した戸籍謄本等が結婚に反対する理由に使われた事件があった。また、2005 年(平成 17 年)以降、全国的に司法書士・行政書士らによる大量の戸籍謄本等の不正取得が次々と明らかになった。事件関係者は裁判で、不正取得の目的の多くは身元調査だったと証言している。

 $<sup>^{2)}</sup>$  2007 年(平成 19 年)に大阪府において、マンション開発に伴う「土地調査( $^{**}$ )」で、差別につながる調査、報告(同和地区等を「不人気地域」と表現する等)が行われていたことが判明。こうした調査は、問題が発覚する以前から長く続けられていたことがわかっている。

<sup>\*\*</sup>不動産取引における土地調査:不動産会社がマンション開発等を行う際に、候補地周辺のマンションの需給動向や価格帯、地域特性(地域の評価、イメージ)などの情報を入手し、需要と採算性を見極めるために行う調査のこと。

問題の重要な柱として、早期の解決を目指して引き続き現行制度を的確に運用して取組を 進めます。

また、同和問題解決のため、第一線の機関としてこれまで重要な役割を担い、社会福祉施設として位置付けられている隣保館が、今後とも周辺地域を含めた地域社会の中で、福祉の向上や人権教育・啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、幅広く活用されることが重要です。そのためには、隣保館の設置主体である市町村と十分連携を図りながら、生活上の各種相談事業等を通じて各地域のニーズを的確に把握した上で、必要な施策を適切に実施するなど、引き続き課題解決に向けた取組を推進します。

# 女 性

# 【現状と課題】

性別による固定的な役割分担等を背景とした差別的取扱いや、雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、性に起因する暴力など、依然として課題が残されており、社会のさまざまな分野における女性の参画や能力発揮は十分とはいえない状況です。

女性の活躍状況を示す国際指数であるジェンダー・ギャップ指数<sup>1)</sup> は、2015年(平成27年)の世界経済フォーラムの発表によると、我が国は145か国中101位であり、諸外国とくらべて低い結果となっています。

配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、2013年(平成25年)の京都府の調査では、29.7%(男性21.7%、女性37.2%)もの人が「配偶者や恋人から暴力的行為を受けたことがある」と回答しており、京都府配偶者暴力相談支援センター(京都府家庭支援総合センター、京都府南部・北部家庭支援センター)におけるドメスティック・バイオレンス(DV)\*相談件数は、2014年度(平成26年度)6,994件であり、増加傾向にあります。

また、2014年(平成26年)中のストーカー事案認知数は460件であり、被害者の約9割は女性となっています。

セクシュアル・ハラスメント\*については、京都労働局における相談件数が 2014 年度(平成 26 年度) は88件となっています。また、マタニティ・ハラスメントについては、日本労働組合総連合会が2014年(平成26年)に実施したマタニティ・ハラスメントの調査で、妊娠経験のある働く女性の約4人に1人(26.3%)が「被害を受けたことがある」と回答しており、厚生労働省が2015年(平成27年)に実施した調査で、妊娠等を理由

1) 男女間の格差を数値化したもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0 が完全不平等、1 が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、【経済分野】 労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、【教育分野】 識字率、初等、中等、高等教育の各在学率、【保健分野】新生児の男女比率、健康寿命、【政治分野】国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近 50 年の国家元首の在任年数を用いて算出されている。

とする不利益取扱いの内容として、解雇・雇い止めが2割を超え、また、被害者の雇用形態別では、派遣労働者が48.7%、正社員が21.8%といった深刻な被害が明らかになっています。

# 【取組の方向】

### (男女共同参画施策の推進)

「京都府男女共同参画推進条例<sup>\*</sup>」の基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に実施することにより、社会のさまざまな分野で女性の参画や能力発揮を進め、女性の人権が尊重される社会の実現に取り組みます。

### (女性の活躍支援)

子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の人などのニーズに応じ、京都ジョブパークマザーズジョブカフェ<sup>1)</sup>において、就業と保育のワンストップ支援を行います。

経済団体等と連携した「輝く女性応援京都会議<sup>2)</sup>」のもと、積極的な女性の人材発掘・能力開発・登用等の推進、「働き方改革」の推進による環境づくり、起業・創業支援等、女性の活躍のさらなる加速化に取り組むとともに、女性の船事業<sup>3)</sup>等による地域の女性リーダーの育成やプラットフォーム(活動の基盤)づくりにより、地域で女性が活躍できる環境を整備します。

#### (女性に対するあらゆる暴力の根絶)

ドメスティック・バイオレンス(DV)については、その根絶に向けて、配偶者暴力相談支援センターを中心に関係機関との連携を一層強化し、引き続き、啓発から相談、一時保護、自立支援までの切れ目のない支援に取り組みます。交際中の男女の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行うとともに、学校においても男女が互いに尊重しあうための教育を推進します。

また、ストーカー行為\*\*(つきまとい等を反復してすること)やリベンジポルノ(元交際相手等への嫌がらせ)等の根絶に向けて、警察などの関係機関との連携、被害者の心理ケア等の適切な支援に努めます。

性暴力被害者に対しては、「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都 SARA)\*」を通じて行政、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、被害直後から総合的な支援を提供し、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

<sup>&</sup>lt;sup>1)</sup> 子育てしながら働きたい女性やひとり親家庭の方などのニーズに応じて、就業と子育てをワンストップで支援する就業支援拠点。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 京都における女性の活躍の加速化に向け、2015年(平成27年)3月に発足した経済団体等と行政(京都府・京都市・京都労働局)とが連携した女性の活躍推進体制。

<sup>3)</sup> 地域・職場の課題解決や社会・経済の活性化のために活躍する女性リーダーを育成する研修事業(公募により参加者を決定)。1981年(昭和56年)から実施。

また、DV やストーカー等の加害者に対しても、状況に応じて加害行為への気づきを与える指導・警告をするなど行為を抑止する働きかけなどに取り組みます。

### (ハラスメント対策)

府内企業の経営者や管理職等に対してセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント\*などの研修を行うなど、人権教育・啓発の取組を通して防止に努めるとともに、京都労働局等の関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。

# 子ども

# 【現状と課題】

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれあいの機会が減少し、自主性や社会性の育ちにくい状況が生まれています。

また、家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会 全体で子どもを育て、保護していくという意識も薄れてきています。

子どもにとって重大な人権侵害である児童虐待(保護者等による身体的・性的・心理的虐待、養育の拒否・放任)に係る京都府の児童相談所への相談件数は2013年度(平成25年度)には865件となっており、近年急増しています。

いじめ・暴力行為や体罰についても依然として深刻な問題です。情報化の進展に伴って、SNS\*でのいじめなど新たな形態で被害者や加害者になる事態が生じるとともに、暴力行為は小学校で増加傾向にあります。また、不登校の子どもの数は、減少傾向だったものが、近年増加傾向を示しています。

インターネット上の有害情報の氾濫や、児童買春・児童ポルノなど子どもにかかわる犯罪も増加しており、虐待やいじめなどによって子どもの生命が失われる事件も後を絶たないなど、子どもの人権を取り巻く状況は厳しいものがあります。

1951年(昭和26年)の「児童憲章\*」や1994年(平成6年)に批准された「子どもの権利条約」においては、子どもを権利行使の主体と認め、子どもの意見表明権などを保障すべきものとしていますが、依然として、そのことは十分に認識されていません。

そうした中で、子どもの貧困率  $^{1)}$ が 2012 年(平成 24 年)時点で過去最悪の 16.3% となり、子どもの 6 人に 1 人が平均的な所得の半分を下回る額の世帯で暮らしている状況です。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

<sup>1)</sup> 平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合。

# 【取組の方向】

### (育成環境の整備)

「京都府子育て支援新計画~未来っ子いきいき応援プラン\*」や「青少年すこやか育成プラン\*」に基づき、子どもや青少年の意思が尊重され、権利が保障された状況の中で、豊かな人権感覚を備えた人間として成長していける環境づくりを推進します。

また、家庭が子どもの発達の段階に応じた適切な対応がとれるよう家庭教育の充実を支援するとともに、学校等において、子どもの自主性や主体性が発揮できる機会の充実に努めます。

### (子どもへの虐待の防止)

子どもへの虐待の未然防止、虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び心理的ケア、 社会的自立や親子関係の再構築の支援など、子どもが安心・安全に暮らすための取組を推 進します。

子育て家庭の孤立化や子育てへの負担感が、子どもへの虐待の要因の一つであることから、PTA、自治会やNPO\*など地域社会全体で子育て家庭を支援するシステムの構築を目指します。

### (いじめ、暴力行為、体罰等への対策)

いじめや暴力行為の未然防止に努め、早期発見・早期対応に引き続き取り組みます。いじめについては、京都府いじめ防止基本方針\*に基づいた具体的な取組を推進するとともに、個々の事象に適切に対応できるよう支援・相談・指導体制を強化し、学校、家庭、地域社会、関係機関が連携した取組の充実を図ります。

また、インターネットや SNS でのいじめについては、「ネットいじめ通報サイト」の開設、 不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを引き続き行います。

暴力行為については、警察と連携した非行防止教室や課題を抱える子どもへの個別支援、 学校の生徒指導体制の強化などの取組を推進します。

体罰については、根絶に向けた教職員への研修の深化を図ります。

#### (不登校の子どもへの支援)

スクールカウンセラー等の配置を進めて学校の教育相談機能の充実を図るとともに、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。また、総合教育センターにおける電話・来所・巡回などの教育相談の充実を図ります。

適応指導教室やフリースクールなどの関係機関と学校が連携した学習機会提供の取組 や、宿泊を共にする様々な集団活動・自然体験を行う取組を推進します。

# (児童ポルノ対策)

児童ポルノを根絶し、児童ポルノの被害をなくすため、2014年(平成 26 年)に改正された「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律<sup>\*\*</sup>」に基づき、関係機関と連携し、個々のケースに応じた支援を実施します。

### (子どもの貧困対策)

「京都府子どもの貧困対策推進計画\*」に基づき、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していける社会の実現を目指し、学校をプラットフォームとした地域連携の推進やライフステージに応じた子どもへの支援をはじめとした総合的な取組を進めます。

# (啓発等の推進)

子どもは、保護の対象であるとともに、権利の主体であるという視点に立ち、子どもに かかわるすべての人が、子どもの権利についての認識などを深めるよう啓発を推進します。

# 高齢者

# 【現状と課題】

いわゆる「団塊の世代<sup>1)</sup>」が65歳を超える年齢を迎えたこともあり、府民の総人口に 占める65歳以上の割合は、2015年(平成27年)3月末現在で27.1%と高齢化が一層 進行しており、一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯も増加しています。

また、介護を必要とする高齢者の割合は、2015年(平成27年)3月末現在で19.3% となっていますが、介護保険施設<sup>2)</sup>や家庭における身体的及び精神的な虐待、身体拘束等 により、人権が侵害されるといった問題も発生しています。

一方で、年齢などで高齢者を一律に弱者とする誤った理解により、働く意欲のある高齢者についても雇用・就業機会が十分に確保できず、社会参加できない事象も発生しています。

このような中で、高齢者が尊厳を保ちながら、それぞれのライフスタイルによりいきいきと暮らしていける社会をつくっていくことが求められています。

# 【取組の方向】

#### (計画に基づく施策の推進)

超高齢社会に対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会を実現するため、 「京都府高齢者健康福祉計画〔京都府高齢者居住安定確保計画〕\*」に基づき、医療、介護、

<sup>1)</sup> 主に 1947年(昭和 22年)~ 1949年(昭和 24年)生まれの人のこと。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 介護保険サービスで利用できる施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)

介護予防、住まい及び日常生活の支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の 一層の推進を図ります。

また、市町村高齢者健康福祉計画(介護保険事業計画を含む)の推進を広域的視点から支援します。

### (権利擁護)

虐待を受けた高齢者の保護、認知症等により判断能力が不十分な高齢者の権利擁護及び養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター\*」において、専門的チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

# (介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

### (社会参加)

意欲や経験・能力を持った高齢者が、年齢にかかわりなく「社会の支え手」として活躍することができるよう、雇用・就業機会の確保など、高齢者の社会参加を支援します。

また、子どもたちとの世代間交流や高齢者同士の交流を通じて、生きがいづくりの機会 の充実を図ります。

# (福祉のまちづくり)

障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例\*」に基づき、社会環境の整備を進めます。

また、京都府高齢者情報相談センターにおける法律上も含めたさまざまな相談の対応や 高齢者の人権についての啓発に取り組みます。

# 障害のある人

### 【現状と課題】

障害の有無にかかわらず、全ての人々が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合いながら共生する社会を実現する必要があります。しかしながら、障害について の十分な知識がないために、障害のある人やその家族に対して誤解や偏見が生じ、差別的 な言動を受けたり、障害のある人の自立や社会参加が妨げられたりする事象も依然として 発生しています。

国では、2006年(平成18年)に国連が採択した「障害者の権利に関する条約」の批

准に向け、2011年(平成23年)には「障害者基本法」が改正され、障害のある人に対する合理的配慮の概念を盛り込み、2013年(平成25年)には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」を制定するなど、国内法の整備を進め、2014年(平成26年)1月に同条約を批准しました。また、その他にも「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)\*」などさまざまな法整備が行われています。

これら新たな法制度の状況等を踏まえ、京都府では、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例\*」を制定(2015年(平成27年)4月1日施行)し、障害を理由とした不利益取扱いの禁止(府、事業者とも禁止)や社会的障壁の除去のための合理的な配慮<sup>1)</sup>(府は義務、事業者は努力義務)の実践、雇用及び就労の促進、文化芸術・スポーツの推進等を通して、共生社会の実現を目指しています。

障害のある人等に対する理解については、特に精神障害のある人や難病\*患者等は、障害の特性が十分知られていないと考えられることから、一層の理解の促進を図ることが必要となっています。

府内企業の障害者雇用率<sup>2)</sup> については、2015年(平成27年)6月1日現在で1.97% と全国平均の1.88%を上回るものの、法定雇用率<sup>3)</sup>の2.0%を下回っており、今後も施策の一層の推進が必要となっています。<sup>4)</sup>

また、障害のある人に対する虐待(身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待)も発生(2013年度(平成25年度)の府内での発生件数は、障害者福祉施設従事者等からの虐待が4件、養護者からの虐待が54件)していることから、引き続き虐待を受けた障害者の支援及び養護者に対する支援が重要となっています。

# 【取組の方向】

#### (共生社会の実現に向けた取組)

障害のある人の「完全参加と平等<sup>\*</sup>」を実現するため、障害のある人もない人も共に生活できるための環境整備を推進します。

「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」や「京都府障害者基本計画\*」に基づいて、障害のある人がライフステージ 5) のすべての

<sup>1)</sup> 障害のある人から、社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表明があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害のある人の権利利益を侵害することがないよう配慮すること。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 民間企業等が障害者を雇用している割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、民間企業等は従業員数に応じて、障害者(身体障害者、知的障害者)を雇用する義務が課せられている。

<sup>&</sup>lt;sup>3)</sup>「障害者の雇用の促進等に関する法律」において定められた企業等に課せられた障害者の雇用の割合。2015年(平成27年)現在、民間企業2.0%(従業員50人以上の企業)、国・地方公共団体等2.3%、都道府県等の教育委員会2.2%とされている。

<sup>4) 2015</sup> 年度(平成 26 年度)末現在の府内の各障害者手帳交付者数は、合計 188,097 人(身体障害者手帳 144,115 人、療育手帳 24,192 人、精神保健福祉手帳 19,790 人)で府内の人口に対して約 7.2% となっている。 5) 幼児期、児童期、青年期、老年期等、人生の様々な過程における生活史上の各段階のこと。

段階において、社会、経済、文化等の各分野で平等に参加、活動することのできる社会を 実現するための取組を推進します。

### (権利擁護)

虐待を受けた障害のある人の保護及び自立の支援や養護者に対する支援を行うため、「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門的チームの市町村への派遣や、人材育成、成年後見人の利用促進等を行うなど、虐待通報窓口である市町村の取組を支援します。

### (介護者支援)

家族介護者交流・リフレッシュ事業や介護教室・研修会等、市町村が行う地域支援事業の取組を支援し、家族介護者の支援や介護負担の軽減を図ります。

# (社会参加)

障害及び障害のある人に対する理解の促進、ふれあいや交流の場づくりや、障害者スポーツの普及・振興、文化芸術活動を推進します。

働く意欲のある障害のある人の雇用・就労を促進するため、雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害特性に応じた支援や就業力強化の取組を推進します。

障害のある子どもたちに対しては自立と社会参加が果たせるように、学校における就修 学支援、就職支援を図り、就職率の向上に取り組みます。

また、地域生活を営む上で重要な住宅の確保について、府営住宅の優先入居制度の運営やグループホームの整備支援をさらに進めるなど、障害のある人の意見等を聞きながら取り組んでいきます。

#### (福祉のまちづくり)

「施設や病院から地域生活への移行の促進」、「障害のある人が安心して暮らせる生活基盤の整備」といった施策の大きな方向性を考慮しながら、障害のある人や高齢者の暮らしやすいまちづくりを推進するため、「京都府福祉のまちづくり条例」に基づき、社会環境の整備を進めます。

## (正しい知識の普及・啓発)

障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる 人権侵害の防止に取り組みます。

# 【現状と課題】

京都府の外国人登録者数は、2014年(平成26年)末で51,554人と府人口の約2%を占め、国籍別では、歴史的経緯から韓国・朝鮮の人々が多く、次いで、中国、フィリピン、アメリカなどの人々となり、また、中国、ベトナム、タイ、インドネシアなど、新たに渡日した外国籍府民\*が増加し、留学生数も増加傾向が続いています。

また、外国につながりを持つ国籍や文化、習慣などさまざまな背景のある子どもや保護者が増え、日本語教育や母語・母国文化教育の充実、外国語で受診可能な医療機関の整備など、共に暮らしていくための教育・生活支援がますます必要となっています。

京都府では(公財)京都府国際センター\*を中心に、災害時の支援体制構築に取り組むとともに、外国籍府民への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援等を行い、国際理解の促進や、外国籍府民と共に暮らす地域づくりの取組を推進しています。また、学校においては、「外国人児童生徒に関する指導の指針」を定め、すべての児童生徒に対して、互いを認め合い、共に暮らしていこうとする資質や能力を育成するとともに、外国籍児童生徒の基礎学力の充実と希望進路の実現が図られるよう、一人ひとりの状況に応じた教育を推進しています。

しかし、新たに日本で生活する外国籍の人々に対しては、言葉や生活習慣の違いから、相互理解が十分でないことによる偏見や差別などがあり、日常生活を送る上でのさまざまな問題が生じています。従来から京都府に生活基盤を持つ外国籍等の人々についても、公的年金や住居、就労、結婚などの問題が指摘され、特に在日韓国・朝鮮の人々には、日本国籍を取得した人も含めて、なお偏見や差別などの問題があります。

近年、特定の国籍等の外国人を排斥する趣旨の言動が公然と行われる、いわゆるヘイトスピーチの問題が生じています。こうした行為は、広く府民に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、外国人に対する偏見や差別意識を生じさせることにも繋がりかねないことから、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないという人権意識を広めていく必要があります。

### 【取組の方向】

### (多文化共生社会の実現に向けた取組と啓発の推進)

京都府では、(公財)京都府国際センターをはじめ、府内市町村、国際化協会と連携・協働して、多国籍の府民等をサポートしている個人や団体への支援に取り組むとともに、 多文化共生社会の実現に向けさまざまな機会を通じて府民啓発の取組を推進します。

今後ますます国際化が進む中で、言語、宗教、生活習慣等の異なる文化や考え方を理解 し、互いを尊重し合う意識を醸成していくための取組など、地域での「つながり」を深め、 民族や国籍等による差別を許さない地域づくりを進めます。

また、多文化共生のためには、府民一人ひとりが異なる文化や考え方を理解し、相互の 人権を尊重し合うとともに、特に、人を排斥し、誹謗中傷するような行為は許されないと いう人権意識や、外国籍府民等の人権についての正しい理解と認識の浸透を図るため、国や市町村等と連携しながら、効果的な啓発を実施していきます。

### (施策への意見等の反映)

外国籍府民等が地域の一員として地域づくりに参画し、多様な感性や能力を発揮することは、京都の活性化や国際化の大きな力となるため、外国籍府民共生施策懇談会をはじめ 各種懇談会等への参加機会の拡大を図り、その意見等の反映に努めます。

### (外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための生活支援及び就修学支援)

(公財)京都府国際センターが中心となり、市町村、国際化協会やNPO団体と協働して、引き続き、外国籍府民等に関する災害時支援体制の構築などに取り組むとともに、外国籍府民等への生活情報の提供や生活相談、日本語習得の支援などを行います。

また、外国につながりを持つ子ども・保護者への教育支援など、府民の国際理解の促進、 外国籍府民等と共に暮らす地域づくりのための取組を推進します。

学校においては、外国籍児童生徒の正確な実態把握に基づき、個々の状況に応じた指導や支援を積極的に進め、日本の生活習慣や学校生活に適応できるよう配慮するとともに、日本語の速やかな習得を図るための日本語指導に努めます。

また、外国につながりを持つ子どもについても、個々の状況を踏まえたきめ細かな配慮に努めます。

# ハンセン病・感染症・難病患者等

### 【現状と課題】

患者が、適切な医療を受けるためには、療養環境の整備に加え、医療を提供する医療機関やその従事者との相互信頼関係が築かれる必要があり、行政においても、公的な相談体制の整備等を通じ医療機関等との信頼関係の構築や回復を図るための取組を推進しており、今後も引き続き取り組むこととしています。

特に、ハンセン病\*やエイズ\*、難病については、次のような現状や課題があります。

### (ハンセン病)

ハンセン病の菌の感染力は極めて微弱で、早期発見と早期治療により完治する病気です。 ハンセン病患者に対しては、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました が、国は隔離政策の誤りや人権侵害を認めて謝罪し、患者・元患者の名誉回復や福祉対策 の向上に関する措置を盛り込んだ「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に 関する法律」が 2001 年(平成 13 年)に成立しました。

一方で、隔離を主体とした「らい予防法」が1996年(平成8年)に廃止された後も、

2003年(平成15年)にハンセン病元患者の宿泊拒否問題<sup>1)</sup>が生じるなど、未だに、以前同様の根深い社会的な偏見や差別が存在しており、ハンセン病に関する正しい知識を広く普及させる施策の充実が必要です。

また、2009年(平成21年)には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(ハンセン病問題基本法)」が施行され、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、ハンセン病問題解決の促進を図るために必要な、福祉の増進や名誉回復のための支援などが定められました。

# (エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群))

新規エイズ患者・HIV\*感染者報告数は増加傾向にあり、広く男女を問わず 20 代・30 代の感染が拡大している状況です。最近の傾向として、性的接触による感染の広がりが顕著になってきているという特徴があり、感染経路によって HIV 感染者を差別するといった問題も発生しています。

世界保健機関(WHO)\*では、毎年12月1日を「世界エイズデー\*」と定め、世界的にエイズまん延防止とエイズ患者・HIV感染者に対する偏見や差別の解消に取り組んでおり、京都府もこれに呼応して、12月を「京都府エイズ予防月間」として集中的に普及啓発に取り組んでいます。

また、エイズ治療拠点病院等連絡会議を設置し、エイズ対策にかかわる専門家から幅広く意見を聴取するなど、関係機関や団体と連携した総合的な政策の展開に取り組んでいます。

# (難病)

難病は、種類も多くさまざまな特性があり、個人差があるため、一見して病気とわかる ものもあれば、外見は全く健康な人と変わらないこともあることから、難病に対する無理 解による誤解や偏見が生じています。

障害者総合支援法(2013年(平成25年)4月施行)では、障害者の範囲に難病等が加わり、 身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能と なりました。さらに、難病の治療研究を進め、疾患の克服を目指すとともに、難病患者の 社会参加を支援し、難病にかかっても地域で尊厳を持って生きられる共生社会の実現を目 指して、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が2015年(平成27年) 1月に施行されました。

難病患者それぞれの人権が尊重され、安心して社会参加できる環境づくりが必要です。

### 【取組の方向】

#### (ハンセン病についての啓発の推進)

ハンセン病に関する正しい知識の普及により、偏見や差別を一刻も早く解消するため、

1) 2003 年 (平成 15 年) 11 月、熊本県が実施する「ふるさと訪問事業」において、国立療養所の入所者が宿泊を申し込んだ熊本県の温泉のホテルから宿泊を拒否されるという事例が発生した問題。

積極的な啓発活動を推進します。

### (エイズ (AIDS、後天性免疫不全症候群) についての啓発の推進)

HIV 感染者が若年層に広がる傾向にあることから、学校教育においてもエイズに対する正しい知識の普及に取り組みます。

偏見や差別の解消や、HIV 感染者が採用時や職場内において、不当な取扱いを受けないための啓発活動を進め、エイズ患者・HIV 感染者が尊厳を持って暮らせる社会づくりを目指した総合的な取組を推進します。

### (難病についての啓発の推進)

難病に関する正しい知識の普及・啓発を進め、誤解や偏見から生じる人権侵害の防止に 取り組みます。

## 犯罪被害者等

# 【現状と課題】

犯罪被害者とその家族又は遺族(以下「犯罪被害者等」という。)は、事件・事故による直接的な被害だけでなく、事件・事故に遭ったことによる心身の不調、司法手続の過程での精神的・時間的負担、周囲の人々の無責任なうわさ話や心ない中傷等によるプライバシーの侵害や精神的な苦痛、経済的負担等の二次的な被害にも苦しめられます。

京都府では、2004年(平成16年)に犯罪被害者等の支援施策を盛り込んだ「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり条例」を制定し、さらに、犯罪被害者等が早期に平穏な日常生活を送ることができるよう、総合的な支援を行うことを目的として、2008年(平成20年)1月30日に「京都府犯罪被害者サポートチーム」」を立ち上げました。

また、2014年(平成26年)4月には、府内全市町村で犯罪被害者等支援条例\*が施行され、各市町村での支援制度は確立されましたが、さらなる支援制度の充実や府民への周知が必要です。

特に性暴力の被害は、身体的影響もさることながら、精神的な影響も甚大であり、被害者は、日常生活を送ることさえ困難な状況となることも少なくありません。また、警察等への届出をためらうなど、潜在化する傾向にあります。そのため、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身の負担軽減と早期回復を図ることが必要です。

<sup>1)</sup>犯罪被害者等と各支援機関を適切に結ぶためのネットワークシステム。事務局に犯罪被害者専用電話を設置、 犯罪被害者支援の知識も経験も豊富な犯罪被害者支援コーディネーターを配置し、行政機関をはじめ、法律・ 医療等の民間機関と連携した総合的な支援を実施。

# 【取組の方向】

### (犯罪等発生直後の支援活動の充実)

犯罪等が発生した直後の病院への付き添いなど直接支援活動を適切に進めるとともに、傷害等による身体的な被害等に係る診断書料等の公的負担制度の充実、一時避難場所等の確保及びカウンセリングをはじめとする精神的被害の軽減や早期回復支援等の初期的被害者支援の充実を図ります。

### (初期から中・長期にわたる総合的かつ継続的な支援体制の確立)

京都府、京都府警察、京都市、関係行政機関・関係団体等で構成する「京都府犯罪被害者支援連絡協議会<sup>\*\*</sup>」が中心となり、犯罪被害者等の多様なニーズに応えるため、協議会会員相互が連携・協力して途切れのない被害者支援活動を展開します。

「京都府犯罪被害者サポートチーム」では、犯罪被害者等が少しでも早く平穏な日常生活が送れるよう心情に配意しながら、総合的な支援を行うとともに、初期の段階で警察等と連携を図り、市町村を含めた相談窓口の充実強化を進め、犯罪被害者等に寄り添った中・長期にわたるサポート体制の充実強化を図ります。

### (民間支援団体への支援及び連携した取組)

(公社) 京都犯罪被害者支援センター\*が行う相談業務や直接的支援<sup>1)</sup> 等の活動をサポートするとともに、民間支援団体等との連携による取組を進めます。

行政、警察、医療機関、弁護士会、民間団体等が連携し、性暴力被害者に対して被害直後から総合的な支援を提供する「京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター(京都SARA)」において、被害者の心身の負担軽減とその早期回復を図ります。

### (犯罪被害者への理解や支援のための広報啓発)

市町村や関係機関との協働により、犯罪被害者等への支援制度の周知を図るとともに、「犯罪被害者週間」(11月25日~12月1日まで)等の機会を活用し、犯罪被害者等の置かれている状況等について、府民理解の促進を図ります。

# さまざまな人権問題

### ○ ホームレス

近年の我が国の経済・雇用情勢を反映し、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされている人が存在しています。<sup>2)</sup>

<sup>1)</sup> 裁判の傍聴付添や代理傍聴、検察庁や弁護士事務所等への付添など

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> 2015 年 (平成 27 年) 1 月の厚生労働省「ホームレスの実態に関する全国調査」では、京都府内で 96 名のホームレスの人が確認されている。

なお、ホームレスに至る原因はさまざまであり、高齢化や健康上の理由、失業や仕事の減少、家庭内の問題など、複数の要因が複雑に絡み合っているケースも多くあります。

多くの人は公園・河川・道路・駅舎等を起居の場所として日常生活を送っていますが、 食事の確保や健康面の問題等を抱え、また、一部には地域住民とのあつれきが生じること から、ホームレスとなった人の人権への配慮が求められています。

ホームレスを取り巻く課題を解決していくためには、府民の理解と協力を得て、地域社会の中で自立した日常生活が可能となるよう支援していくことが必要です。

京都府では、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(以下「ホームレス特措法」という。)\*」に基づき、国、市町村、関係機関、民間団体と連携・協力し、生活保護の実施等ホームレスの自立支援等に関する施策を総合的に推進します。

また、生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立支援を強化する「生活困窮者自立支援法\*」が2015年(平成27年)4月から施行されており、ホームレス対策については、「ホームレス特措法」の趣旨を踏まえつつ、生活困窮者自立支援制度の実施主体である府内各市(福祉事務所設置自治体)と連携を図りながら、自立支援を推進します。

# ○ 性同一性障害、性的指向

性同一性障害とは、生物学的な性(からだの性)と性の自己意識<sup>1)</sup>(こころの性)が一致しないため、社会生活に支障がある状態をいい、世界保健機関(WHO)の国際疾病分類<sup>\*\*</sup>に位置付けられています。また、性的指向とは、同性愛、両性愛など人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念です。

2004年(平成16年)には「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律\*」が施行され、性同一性障害者であって、一定の条件を満たす人については、性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。また、学校に対しては、性同一性障害などの児童生徒への配慮等を求める国からの通知がなされています。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等<sup>2)</sup> に対する社会の理解は未だ十分とはいえず、社会生活のさまざまな場面で、偏見や差別を受けることがあることから、多様な性に対する府民の理解を深め、性同一性障害や性的指向等にかかわらず、誰もが安心して暮らしていけるよう理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。

# ○刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対しては、本人に更生の意欲があっても、住民の意識の中に根

<sup>1)</sup> 人間は、自分の性が何であるかを認識しており、多くの場合は確信している。その確信のことを「性の自己 意識」や「性自認」という。

<sup>&</sup>lt;sup>2)</sup> こうした人々を総称する用語として「性的少数者(性的マイノリティ)」や「LGBT(レズビアン(女性同性 愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(性同一性障害を含む体 と心の性が一致しない人)の英語表記の頭文字を並べた言葉)」などがある。

強い偏見、差別意識等があり、親族であっても身元の引受けが難しいことや、就労、住居の確保などの問題が存在しています。

無職の刑務所出所者の再犯率は有職者と比べて高くなっており、国においてハローワーク等を通じた総合的就労対策が行われているほか、京都府においても自立就労サポート支援を行っています。

こうした取組と併せ、刑を終えて出所した人が、地域の人々の理解と協力を得て社会復帰ができるよう、啓発を推進する必要があります。

# ○ アイヌの人々、婚外子、識字問題

アイヌの人々については、民族としての誇りや先住性に留意し、アイヌの伝統に関する 知識の普及及び啓発の推進に努める必要があります。

婚外子(嫡出でない子)<sup>1)</sup> については、民法や戸籍法施行規則の改正により、戸籍上の 続柄の記載や、相続分が嫡出子と同じ取扱いとなりましたが、婚外子であることを理由に 偏見や差別を受けることがないよう、啓発の推進に努める必要があります。

京都府内には、同和問題をはじめ在日韓国・朝鮮の人々に対する差別や貧困あるいは歴史的経過によって、教育を受ける機会が保障されなかった人々に関する識字<sup>2)</sup>問題があります。京都府としては、識字問題を基本的人権にかかわる問題と位置づけ、1990年(平成2年)の「国際識字年」や、2003年(平成15年)からの「国際識字の10年」を通して、取組を推進してきており、国の動向も踏まえ、この問題の解決に向け、各人権問題の状況に応じて取組を推進します。

## ○ 北朝鮮当局による拉致問題等

北朝鮮当局による拉致問題については、2002年(平成14年)9月17日に行われた日朝首脳会談における交渉の結果、北朝鮮当局は公式に日本人拉致を認め、同年10月に5人の被害者が帰国しましたが、政府は、北朝鮮当局による拉致被害者として認定する17名のほかにも北朝鮮当局による拉致の可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、所要の捜査・調査を進めており、その中には京都府関係者も含まれています。

国際連合においては、2003年(平成15年)以来毎年、我が国が提出している北朝鮮 人権侵害状況決議が採択され、北朝鮮当局に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問 題の早急な解決を強く要求しています。

国は 2005 年 (平成 17 年) の国連総会決議を踏まえ、2006 年 (平成 18 年) 6 月には「拉 致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定し、国や地方

<sup>&</sup>lt;sup>1)</sup> 法律上の婚姻関係がない父母の間に生まれた子のこと。反対に、法律婚から生まれた子を「嫡出子」という。 子どもの権利条約では婚外子に対する差別を禁止している。

<sup>2)</sup> 文字(書記言語)を読み書きし、理解できること。

公共団体の責務として、拉致問題等に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

拉致問題等の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが重要です。

京都府においても、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日~16日)を中心に、国や市町村とも連携して、拉致問題の周知・啓発に取り組むとともに、2014年(平成26年)9月に、京都府拉致問題連絡会議を設置し、帰国実現の際における被害者と家族を支援する体制づくりを進めています。

今後も、府民の拉致問題への関心と認識を深めるため、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」を中心に、写真パネル展の開催や広報媒体を活用して周知・広報に努めるなど、国や市町村とも連携し、広く府民に対する啓発活動を推進します。

# 社会情勢の変化等により顕在化している人権にかかわる課題

# ○ インターネット社会における人権の尊重

# 【現状と課題】

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々にまで普及し、スマートフォンの普及や SNS などさまざまなサービスの拡大により、ますます私たちの生活に密着したものとなっています。

一方で、違法・有害情報の流布により犯罪を誘発する場となったり、特定の個人・集団に対するプライバシーの侵害や誹謗中傷、差別を助長する表現の掲載、ネットいじめの横行など、その匿名性や情報発信の容易さを悪用した、人権にかかわるさまざまな問題が発生しています。

2002年(平成14年)に施行された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任制限法)\*」では、情報の流通において権利が侵害された場合に、被害者がプロバイダ等\*に対して発信者情報の開示を請求する権利が規定されていますが、開示されるには裁判所への手続き等が必要となるのが現状です。

京都府では、インターネットを利用する機会の多い青少年とその保護者等からの相談窓口<sup>1)</sup>を設置しているほか、インターネットや SNS でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請につなげるため、「ネットいじめ通報サイト」を開設し、不適切な書き込みなどの検索・監視を行う学校ネットパトロールを行っていますが、外部から閲覧できない SNS 等の利用も進んでおり、府民が安心してインターネットを利用できるよう、

1) 青少年のネットトラブル相談窓口「相談してねっと」。2015年(平成27年)4月設置。

今後一層、インターネットの適切な利用や、加害者にも被害者にもならないための教育・ 啓発を推進していく必要があります。

# 【取組の方向】

### (教育・啓発の推進)

インターネットはその性質上、一旦情報や画像が流出すると完全に消し去ることは極めて困難であることから、個人の名誉をはじめとする人権に関する正しい理解と認識を広げるとともに、インターネットの仕組みと危険性について周知し、情報モラルとメディアリテラシー(流通する情報を活用する能力)\*の向上を図り、府民が加害者にも被害者にもならないよう、引き続き、フィルタリング(利用制限)サービス<sup>1)</sup>の利用啓発や SNS 利用に関する注意喚起など、年齢等に応じた教育・啓発を推進します。

### (悪質な情報発信への対応等)

憲法の保障する表現の自由に十分配慮しながら、人権を侵害する悪質な情報発信に対しては、法務局や他都府県等と連携して当該情報等の削除要請を申し入れるなど個別的な対応を図ります。

また、引き続き、「ネットいじめ通報サイト」の運営や学校ネットパトロール等の取組により、インターネットや SNS でのいじめなどの人権侵害を把握し、学校での指導や削除要請を行っていきます。

さらに、警察や法務局、市町村等とより連携を強める中で、青少年とその保護者を対象 として設置したネットトラブル相談や、被害者の対応にあたって、より効果的な助言等が できるよう取り組みます。

# ○個人情報の保護

#### 【現状と課題】

情報通信技術の発達等による情報化の進展は、生活にさまざまな利便をもたらす反面、個人情報が独自の価値を持つものとして大量に収集されたり、商品化されたりする等、個人の権利利益が侵害されるおそれが生じています。

個人情報の流出や漏洩は、個人のプライバシーを侵害するものであり、安心して社会生活を営む上での大きな障害となるものですが、コンピュータウィルスや不正アクセスにより個人情報を盗み出すという悪質な事件も起きています。

また、「個人情報の保護に関する法律」により、個人情報を取り扱う事業者には、個人情報について利用目的の特定、適正な取得、取得に際する利用目的の通知又は公表、安全管理、第三者提供の制限などの義務が課せられています。

1) インターネットへの接続にあたって、未成年にふさわしくない内容など特定のウェブサイトへのアクセスを制限するサービス。

# 【取組の方向】

### (適正な取扱い)

京都府個人情報保護条例を適正に運用し、個人の権利利益の保護を図るとともに、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の実施に当たっては、これまで以上に個人情報の保護について厳格に取り扱います。

また、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについての正しい理解と認識を広げるための教育・啓発に取り組みます。

### (身元調査の防止)

個人に関する情報を本人の了解なく調査する身元調査は、その内容によっては、結婚や 就職において重大な人権侵害にかかわる極めて深刻な問題であり、府民や事業者が自ら身 元調査を行ったり依頼することはもちろん、調査に応じること自体が個人のプライバシー 等の侵害となるおそれがあることについて、府民や関係者への啓発を推進します。

2011年(平成23年)から2012年(平成24年)にかけて、身元調査などの目的で、戸籍謄本や住民票の写しなどが、本人の知らないところで不正に取得される事案が発生したことから、「事前登録型本人通知制度」が府内全市町村で導入されており、この制度をさらに有効なものとしていくため、この制度の普及に向けて今後とも引き続き市町村を支援していきます。

### ○ 安心して働ける職場環境の推進

### 【現状と課題】

やりがいと充実感を感じながら仕事上の責任を果たしていくためには、誰もが安心して働ける職場環境を整えることが必要ですが、職場でのセクシュアル・ハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメントの顕在化、妊娠・出産、育児休業等を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティ・ハラスメントが問題となっているほか、長時間・過重労働や賃金不払残業などによる違法な働き方を強いる企業の存在が社会問題化しています。

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章\*」では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。

京都府では、ハラスメント対策に取り組むほか、経済団体、労働団体、行政、学識経験者、地域団体、NPO等からなる「ワーク・ライフ・バランス推進戦略本部」を設置し、関係機関との連携のもとで「京都 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」を策定し、オール京都で仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進しています。

# 【取組の方向】

### (ワーク・ライフ・バランスの取組)

「京都 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)行動計画」に基づき、オール京都で一丸となって、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取組を推進します。

取組に当たっては、企業の実情や労働者のニーズにも配慮しながら、長時間労働の是正などの働き方の見直しや仕事と育児・介護の両立を支援し、働きやすい職場環境の整備を進めます。

### (ハラスメント対策)

パワーハラスメントやマタニティ・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントなど、ハラスメントを防止するには、企業で働く人一人ひとりが自ら防止する意識を持ち、組織として意識改革に取り組むことが必要なことから、京都府では、府内企業の経営者や管理職等に対する研修やセミナーによる意識啓発とともに、就労環境の改善などを助言する「アドバイザー」派遣等の支援を行います。

一方で、被害者への支援も重要であり、相談を通じてアドバイスを行うとともに、法令 違反の場合には権限を持つ労働局や労働基準監督署などの解決機関へ誘導します。

### (就労環境の改善)

長時間・過重労働や賃金不払残業を強いるなどの違法行為が疑われる場合には、調査監督権限のある労働局に連絡の上、連携してコンプライアンス(法令順守)の徹底を図るなど、誰もが働きやすい労働環境の実現に向けて取り組みます。

また、労働者が働く上で必要な労働関係法の知識を習得することにより、職業生活における自らの権利を守ることができるよう、学校教育の各段階に応じた労働教育の充実を図るとともに、京都府ホームページ等で労働関係法を分かりやすく解説するなどの周知・啓発を強化します。

# ○自殺対策の推進

#### 【現状と課題】

府内の自殺死亡率は、全国的にみて比較的低い状況ですが、それでもなお多くの人が自 ら命を絶っている状況にあります。

自殺には、心身の問題のみならず、経済や仕事をめぐる環境、職場や学校での人間関係などさまざまな社会的な要因等が複雑に関係しており、その多くは防ぐことができる社会的な問題であり、社会全体で自殺対策に取り組んでいく必要があります。

自殺の背景・原因となり得る失業や長時間労働、多重債務等の経済・生活問題、がん、うつ等の健康問題、家族間の不和、離婚等の家庭問題等は、誰もが自らの人生のさまざま

な場面で抱える可能性があるとともに、自殺に関する正確な情報発信が十分でないこと等から、遺族は偏見に苦しんでいます。

こうしたことから、京都府自殺対策に関する条例を2015年(平成27年)3月に制定(同年4月1日施行)し、自殺に追い込まれるという危機は誰にでも起こり得るものであるという認識に立ち、市町村、関係団体、府民等オール京都体制で自殺対策を推進します。

# 【取組の方向】

# (総合的な自殺対策の推進)

京都府自殺対策に関する条例に基づき、悩みを抱えた人の孤立を防ぎ、全ての府民が地域社会の一員として共に生き、共に支え合う社会を実現するため、総合的かつ計画的に自殺対策を推進します。

### (人材の確保、養成)

悩んでいる人に気付き、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守るゲートキーパーなど自殺の防止等に関する人材の確保、養成等を実施します。

# (相談その他の支援の提供体制の充実)

市町村や関係団体等との連携のもとに、自殺の原因となり得る問題に対する早期の相談、 支援体制や自殺する危険性が高い人に対して適切な対処を行う体制の充実とともに、自殺 未遂者や自殺者の親族等に対する適切な支援を行うために必要な施策を実施します。

## (啓発の推進)

京都いのちの日(毎年3月1日)を初日とする3月の自殺対策強化月間に府民の理解促進、自殺予防の取組等を集中的に実施します。

なお、人権問題はこの範囲にとどまるものではありません。

ここで取りあげた人権問題のほかにも、台風や豪雨、地震などの際、高齢者や障害のある人、乳幼児など災害時要配慮者が被災する事態も発生しており、その避難対策は喫緊の課題です。災害時要配慮者を安全に避難させ、避難生活を適切に支援できるよう、訓練の実施や人材の育成、福祉避難所の整備等の取組を推進する必要があります。

また、今後、社会情勢の変化や科学技術の発展に伴いさまざまな人権問題が顕在化する ことも想定されます。京都府としては、常にその状況に留意しながら、この計画を基本的 指針として取組を推進します。